

実施方針に関する質問回答

(1 / 9)

NO	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
1	P.1	募集要項等	() 内の資料の中に事業者選定基準、評価基準等が含まれていませんが、公表されるのでしょうか。	募集要項の中に記載、または別途書類として公表予定です。
2	1-5	事業期間	事業期間は令和6年9月から令和9年9月末の約3年間という理解でよろしいでしょうか。 また、設計期間の制限はないと考えていますが問題ないでしょうか。	事業期間は、「要求水準書(案) 1-2 事業期間とスケジュール」に記載のとおりです。事業期間及び本市の予算執行予定を順守する範囲において、設計期間に制限は置いておりません。
3	1-5	事業期間	令和9年9月まで設定されておりますが、設計期間と施工期間の概算とそれらがラップする期間を参考にお示しください。	2の回答に記載のとおりです。
4	3-2	事業手法	交付金事業であることを想定しているとのことですが、本事業において追加工事が発生した場合の予算の増加や年度毎の出来高金額の増減等に制約があるかご教示ください。	要求水準書(案)等に記載のもの以外の追加工事の予定はありません。年度別の予算額は定めており、その枠内で事業を進めていただく予定です。
5	4	応募者の審査及び選定	プロポーザル参加者が1者の場合であっても、評価点が合格点以上と評価される場合については、優先交渉権者となりますか。	募集要項等で示します。
6	4-1	審査及び選定の手順	仮に1者のみの応募であった場合、事業者選定のやり直し等がありますか。	5の回答に記載のとおりです。
7	4-2	選定スケジュール(予定)	(4)実施方針等に関する質問回答公表について、回答公表後に変更や修正箇所があった場合は、修正された実施方針が公表されると考えていますが問題ないでしょうか。	募集要項等で示します。
8	4-2	選定スケジュール(案)	募集要項に関する質問受付は別途実施するのでしょうか。	「実施方針 4-2 選定スケジュール(予定)」に記載のとおりです。

実施方針に関する質問回答

(2 / 9)

NO	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
9	6-1(1)	応募者の構成	単体企業が設計企業と建設企業を兼ねる場合は、それぞれの要件を満たすことが必要となるのでしょうか？	必要となります。
10	6-2-1(7)	応募者の参加要件	建設企業における該当する業種とは、入札参加資格者名簿の土木一式工事を指すのでしょうか？	実施方針に記載のとおりです。
11	6-2-1(9)	共通の参加資格要件	統括責任者は、事業の着手日から完了日に至るまで専任、常駐する義務はないと考えていますが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	6-2-2	建設企業に必要な資格要件	本件の設計施工品質を確保するための手段として管路D Bの経験の有無や経営事項審査の総合評定値を一般工事よりも引き上げることが考えられますが、本件ではそのような制約を設ける考えはないという認識でよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
13	6-2-2	建設企業に必要な資格要件	本案件はランクA-1施設であり、単体企業及び共同企業体の代表企業については高度な技術力が求められるものと推察しております。今後、単体企業及び共同企業体の代表企業における経審P点については、別途、新たな点数を設定される可能性はありますでしょうか？また、高度な技術提案を広く募るとの観点から単体企業及び共同企業体の代表企業については県外企業の参加について可能とすることを検討される予定はありますでしょうか。	募集要項等で示します。
14	6-2-2	建設企業に必要な資格要件	滋賀県内で契約行為がおこなえる営業所等を有しない企業は参加不可能という解釈でよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。

実施方針に関する質問回答

(3 / 9)

NO	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
15	6-2-2	建設企業に必要な資格要件	「滋賀県内に、本社・本店・支社・支店、営業所等を有すること」において、支社・支店、営業所等として認められる基準についてお示しいただけますでしょうか。	14 の回答に記載のとおりです。
16	6-2-2	建設企業に必要な資格要件	「(3) 滋賀県内に、本社・本店・支社・支店・営業所等を有すること」との記述がありますが、管路 DB の引き合いにおいては、高度な知見・施工能力を有する企業に入札の門戸を広げる意味で、入札参加企業・特に代表企業に関して県内に営業所等を有するという制限はかけていないという入札参加条件が一般的です。 競争入札の門戸を広げ、健全な競争環境を作る意味で、条件緩和をご検討頂けませんでしょうか。	14 の回答に記載のとおりです。
17	6-2-2	建設企業に必要な資格条件	県内の、本社・本店・支社・支店・営業所等とは、建設業法上の営業所を指すとの理解でしょうか。	14 の回答に記載のとおりです。
18	6-2-2	建設企業に必要な資格条件	特定 JV として本件の入札に参加する場合、複数の建設業者の参加が可能とのことですが、建設企業・設計企業ともにそれぞれ 1 社以上参加要件を満たせば、その他の参加企業に関して参加基準は（営業所等を県内に有するという条件に関して）緩和することは可能でしょうか。	募集要項等で示します。
19	6-2-2(5)	建設企業に必要な資格要件	統括責任者は現場代理人との兼務は可能でしょうか。	可能です。
20	6-2-2(5)	建設企業に必要な資格要件	配置技術者（現場代理人及び主任技術者・監理技術者）は工事の開始時の配置とすることという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

実施方針に関する質問回答

(4 / 9)

NO	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
21	6-2-2(5)	建設企業に必要な資格要件	統括責任者の専任期間は、工事の開始時からとすることという認識でよろしいでしょうか。	統括責任者には、専任を定めていません。「実施方針 6-2-1 共通の参加資格要件 (9)」のとおり、統括責任者は事業の着手時から完了日に至るまで配置してください。
22	6-2-3	設計企業に必要な資格要件	管理技術者、照査技術者それぞれに技術士登録が必要という理解でしょうか。また技術士に代わってRCCM等の資格保有者では認められないという解釈でしょうか。	募集要項等で示します。
23	6-2-3	設計企業に必要な資格要件	管理技術者及び照査技術者の両者共に技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道）又は上下水道部門（上水道及び工業用水道））の資格保有者に限定されておりますが、技術レベルを担保しながら設計企業の参加範囲を広げるとの観点から、照査技術者につきましては、RCCM（上水道及び工業用水道）の有資格者についても可とすることを検討される予定はありますでしょうか。	22 の回答に記載のとおりです。
24	6-2-3	設計企業に必要な資格要件	地元企業に門戸を広げる意味で、設計企業の管理技術者もしくは照査技術者のうち、どちらか1名はRCCMでも可として頂けませんでしょうか。	22 の回答に記載のとおりです。
25	6-2-3	設計企業に必要な資格要件	管理技術者と照査技術者は他の工事と重複して登録することは妨げないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	6-2-3	設計企業に必要な資格要件	「滋賀県内に、本社・本店、支社・支店、営業所等を有すること」において、支社・支店、営業所等として認められる基準についてお示しいただけますでしょうか。	募集要項等で示します。

実施方針に関する質問回答

(5 / 9)

NO	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
27	6-3	参加資格の喪失	「ただし、当該要件に掲げる資格を欠くこととなった企業が、代表企業に該当せず・・・」とありますが、応募構成企業の代表企業が参加資格要件の資格を欠くこととなった場合は代表企業を変更した上で新たに応募することは可能でしょうか。	「実施方針 6-3 参加資格の喪失」に記載のとおりです。
28	7	予算額等	募集要項公告時に公表される予算額は設計と施工で分けたものが公表されるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等の作成に向け、質問内容を参考にします。
29	7	予算額等	募集要項の公表に合わせて、予算額を算定された根拠資料（基本設計資料）の開示は可能でしょうか。	開示の予定はありません。
30	7	予算額等	調査業務費、設計業務費、工事費の内訳をご教示下さい。	募集要項等の作成に向け、質問内容を参考にします。
31	8-1	随意契約手続き	随意契約締結時に提出する見積書は提案金額の内訳を提出するものと理解してよろしいでしょうか。	随意契約のための交渉後、その内容を踏まえた上で再度、見積書（内訳書を含む）の作成をお願いします。
32	8-1	随意契約手続き	見積徴取の実施とは、市と優先交渉権者の見積り内容をそれぞれ照らし合わせ、過不足を含め今後の協議（設計変更など）の基準となる積算を確定する行為と考えていますが、よろしいでしょうか。	随意契約手続きを進めるために、市の積算を開示することは予定していません。 設計変更についても実施方針「10 設計・建設工事請負金額の精算」の定めに基づいて行うことを予定しています。
33	8-2	契約内容の協議	年度別出来高は契約協議時に設定されるとの認識でよろしいでしょうか。	募集要項等の作成に向け、質問内容を参考にします。
34	8-2	契約内容の協議	令和6年9月頃に締結する「設計・建設工事請負契約」は実施設計を行っていないので、変更が生じた場合は変更契約を締結するとの解釈でよろしいでしょうか。	実施設計段階での変更は、現時点では考えておりません。それ以降の設計変更については、実施方針の「10 設計・建設工事請負金額の精算」の定めに基づいて行うことを予定しています。

実施方針に関する質問回答

(6 / 9)

NO	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
35	8-3	設計・建設工事請負契約の締結方法について	地元活用について、設計企業ではなく施工企業の活用を促しているという解釈でよろしいでしょうか。	実施方針に記載のとおりです。
36	8-3	設計・建設工事の締結方法について	「優先交渉権者は一括下請負にならない範囲で下請負を行ってもよい」との記述ですが、JV構成員（建設企業）による自ら施工は建設業法上問題があるとして一般的には禁止されております。JV構成員（建設企業）の自ら施工に関しては禁止という考えで宜しいでしょうか。	共同企業体から構成員への下請負は認めません。
37	8-3	設計・建設工事の締結方法について	設計業務に関しては建設工事と違い、設計企業が下請負として設計実務を外注する事は一般的ではありません。JV構成員（設計企業）による自ら設計は可能と考えて宜しいでしょうか。	共同企業体の設計企業の出資比率の範囲内において、可能です。
38	10-2	精算額の設定	精算設計の整理を実施するための、精算設計費用を工事費とは別途積算していると理解しますが、よろしいでしょうか。	通常に行われる竣工図書、出来高整理に準じた作業ととらえています。
39	10-2	精算額の設定	設計業務完了後の工事費が見積上限価格を超過した場合において、見積上限価格を超えた設計・建設工事請負金額の増額変更契約は可能ですか。 また、見積上限価格に対する上限額の設定はありますか。	別表「発注者と民間事業者のリスクと責任分担表」に基づき判断することとなります。
40	添付資料 1	契約形態	共同企業体において、建設企業と設計企業は甲型JVを想定されていますか。	共同企業体の形態は任意です。
41	別表	調査リスク	発注者以外の公共機関が実施した調査結果を用いた場合のリスク分担は発注者リスクと考えてよろしいでしょうか。	別表の「33 地下埋設物（既存施設で合理的に判断可能なもの）に関するもの」等、該当する他の項目も含めて判断することとなります。

実施方針に関する質問回答

(7 / 9)

NO	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
42	別表	発注者と民間事業者のリスクと責任分担表	5に示している制度関連リスク、法令変更リスクの「上記以外の法令の変更や新規立法」について、民間事業者のリスク分担となっていますが、予期できぬ事項ですので発注者負担ではないでしょうか。	本事業に直接の影響を及ぼさないものについては、民間事業者リスクととらえています。
43	別表	発注者と民間事業者のリスクと責任分担表 法令リスク	「上記以外の法令の変更や新規立法」とは「法制度…（本事業に直接の影響を及ぼすもの）」以外全てということでしょうか。	42の回答に記載のとおりです。
44	別表	発注者と民間事業者のリスクと責任分担表	20に示している経済リスク、物価変動リスクの「（一定の範囲内）」とは具体的にご教示をお願いします。	募集要項とともに公表する契約書案において、記載の予定です。
45	別表	発注者と民間事業者のリスクと責任分担表	「物価変動リスク」の「一定の範囲」とは具体的にどの程度の範囲を指すのでしょうか。	44の回答に記載のとおりです。
46	別表	発注者と民間事業者のリスクと責任分担表 物価変動リスク	一定の範囲内、一定の範囲を超えた部分との記載がありますが、定量的な数値、起点日、増減率などは募集要項等の公表時に条件が示されるとの理解で宜しいでしょうか。	44の回答に記載のとおりです。
47	別表	発注者と民間事業者のリスクと責任分担表 許認可リスク	社会的要因（災害、テロ等）による事由については、発注者リスクとするように明示して頂けませんでしょうか。	別表の「26 不可抗力リスク」等の定めに基づいて判断することとなります。

実施方針に関する質問回答

(8 / 9)

NO	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
48	別表	制度リスク 許認可リスク	許認可リスクについては、発注者の事由による許認可取得遅延リスク以外に関しては、すべて民間事業者側のリスクとなっております。 しかし、要求水準書（案）1-4（2）に鑑みますと、発注者が行う占用申請業務に、民間事業者が必要な協力を行った上で、第三者（県やJRなど）との協議の影響で許認可が遅れた場合のリスク負担は、発注側との理解で宜しいでしょうか。	別表の「29 発注者の事由による設計等の遅延・設計費の増大」、「30 民間事業者の事由による設計等の遅延・設計費の増大」等、該当する他の項目も含めて判断することとなります。
49	別表	社会リスク 第三者賠償リスク	民間事業者が本事業の実施に伴い通常避けることのできない事由については、費用負担について市とご協議頂けるという理解で宜しいでしょうか。	別表「発注者と民間事業者のリスクと責任分担表」に基づき判断するとともに、これによらない場合は別途協議をすることとなります。
50	別表	発注者と民間事業者のリスクと責任分担表 物価変動リスク	物価変動時の改定手続きは、都度の契約変更は不要で、「協議・確認・通知」レベルで対応可能と理解してよろしいでしょうか。	都度の契約変更は行いません。契約変更を行うレベルは協議により判断する予定です。
51	別表	発注者と民間事業者のリスクと責任分担表 不可抗力リスク	「不可抗力リスクは、原則として発注者が負うが、内容に応じ協議の上で民間事業者が従負担を負う場合がある」と記載がありますが、具体的にどのような場合に民間事業者が従負担を負うことを想定されているかご教示ください。	募集要項とともに公表する契約書案において、記載の予定です。

実施方針に関する質問回答

(9 / 9)

NO	見出し符号	項目名	質問内容	回 答
52	別表	発注者と民間事業者のリスクと責任分担表 用地リスク	地下埋設物（既存施設で合理的に把握可能なもの）は民間事業者負担となっていますが、ご提示いただいた資料に記載が無い、あるいは記載内容と現地施工状況に相違のある地下埋設物に関するリスクは、発注者負担として頂けますようお願いいたします。	別表の「27 発注者が実施した調査（測量・地質等含む）に関するもの」、「28 民間事業者が実施した調査（測量・地質等含む）に関するもの」等、該当する他の項目も含めて判断することとなります。
53	別表	発注者と民間事業者のリスクと責任分担表 工事費増大リスク	「想定が困難な埋設物」の中には、埋蔵文化財が含まれていますでしょうか。	別表の「34 埋蔵文化財の存在に関するもの」に示すとおりです。
54	添付資料 1	契約形態	共同企業体における契約形態において、建設企業と設計企業は、複数おいても良いとのことですが、必要な資格要件を満たした共同企業体に新たに加える複数目となる建設企業又は設計企業については、県外企業を構成員に加えることは可能でしょうか。本案件は特殊工事（推進工事・水管橋設置工事等）が含まれており、耐震管路技術や特殊管路技術の知見を有した県外企業の参画は貴市にとりましても有益と思われれます。高度な技術提案を広く募るとの観点からご質問させていただきます。	募集要項等で示します。